

# 前橋市高校生学習室運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市高校生学習室運営業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。なお、本業務の実施に当たっては、令和9年度前橋市一般会計予算の成立を条件とします。

## 1 業務の目的

本業務は、前橋市高校生学習室内の維持管理や、主に高校生を対象とした各種支援事業及び人材育成事業等を行うことを目的とする。

## 2 業務の内容・概要

### (1) 業務名

前橋市高校生学習室運営業務

### (2) 業務内容

『前橋市高校生学習室運営業務委託仕様書』（別紙1）のとおり

## 3 業務委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日

## 4 施設概要

### (1) 所在地

群馬県前橋市表町二丁目30-8 アクエル前橋2階

### (2) 施設名

前橋市高校生学習室

### (3) 規模

延床面積 360.07㎡ ※資料1：施設概要図のとおり

## 5 応募資格

以下の条件すべてを満たしている法人及びその他の団体を対象とする。（個人は対象としない）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和8年度・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に以下の品目全てが含まれていること。
  - ①大分類：イベント・企画・デザイン・制作
  - ②大分類：研修・講習
  - ③大分類：検査・分析・調査、小分類：アンケート調査
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市指名停止措置要綱第2条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者では

ないこと。

- (6) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

## 6 事業運営財源

- (1) 本施設の運営業務に係る委託料（案）

年額 12,360千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

- (2) 受託事業者が受領する当該事業施設における関連事業の助成金

## 7 スケジュール

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| プロポーザル公告日  | 令和8年10月1日（木）                         |
| 質問受付期間     | 令和8年10月1日（木）<br>～令和8年10月13日（火）17時必着  |
| 現地説明会      | 令和8年10月9日（金）10時より                    |
| 質問回答期限     | 令和8年10月16日（金）                        |
| 提出書類受付期間   | 令和8年10月19日（月）<br>～令和8年10月28日（水）17時必着 |
| 一次審査       | 令和8年11月2日（月）                         |
| 一次審査結果通知期限 | 令和8年11月9日（月）                         |
| 二次審査       | 令和8年11月16日（月）                        |
| 二次審査結果通知   | 令和8年11月25日（水）                        |
| 二次審査結果公表   | 令和8年11月30日（月）                        |
| 契約締結       | 令和9年 4月 1日（木）                        |

## 8 現地説明会

本委託業務に係る現地説明会を開催する。

現地説明会では、実施要領等に関する説明及び前橋市高校生学習室内の見学を行う。（現地説明会の参加は任意とする。）

- (1) 日 時 令和8年10月9日（金）10時～11時
- (2) 場 所 前橋市表町二丁目30-8 アクエル前橋2階
- (3) 参加者 1応募者につき、2名以内とします。
- (4) 申込書の提出 現地説明会の参加にあたっては、現地説明会等参加申込書（様式1）を電子メールにより、令和8年10月7日（水）17時までに下記アドレス宛に提出すること。

E-mail:gakushu@city.maebashi.gunma.jp

### (5) 留意事項

- ア 現地説明会では、原則として実施要領・仕様書は配布しない。参加される事業者は各自で用意する。
- イ 参加事業者は、当日受付名簿に担当者氏名の記入を求める。
- ウ 車で来場の場合、アクエル前橋の駐車場を利用するときは、2時間まで無料となる。

## 9 質問受付及び回答

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 質問受付期間 | 令和8年10月1日（木）～令和8年10月13日（火）17時必着 |
| 質問様式   | 質問書（様式2）                        |
| 提出方法   | メールで提出。                         |
| 提出先    | 本要領15に明記                        |
| 回答方法   | 令和8年10月16日（金）までに前橋市ホームページに掲載する。 |

## 10 参加の手続き等

本プロポーザルへ応募する事業者は、次のとおり企画提案書等を一式提出する。

### (1) 企画提案書等の提出について

- ① 受付期間 令和8年10月19日（月）～令和8年10月28日（水）17時必着
- ② 提出先 本要領15に明記
- ③ 提出方法 持参または郵送または宅急便  
※FAXやメールによる提出は受理しない。

ア. 持参の場合、土日・祝日を除く平日8時30分から17時までの間

イ. 郵送の場合、簡易書留等の追跡サービスがあるもので必着

### ④ 提出書類

- ア. 企画提案書 . . . . . 10部
- イ. 応募申請書（様式3） . . . . . 1部
- ウ. 誓約書（様式4） . . . . . 1部
- エ. 業務実施体制申告書（様式5） . . . . . 1部
- オ. 提案見積書（様式6） . . . . . 1部
- カ. 提案見積書内訳書（様式7） . . . . . 1部
- キ. 直近3年分の決算書（損益計算書、貸借対照表）の写し . . . 1部

※企画提案書の体裁等について

- ・ 用紙は原則A4版両面印刷とし縦置き横書き（長辺綴じ）とする。
- ・ 表紙、提案内容の様式は自由とする。
- ・ やむを得ずA3版を使用する場合、片面印刷でA4サイズに折込をすること。ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

### (2) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出された書類は、これを書き換え、差し替え、市が必要と認める場合以外の追加、又は撤回することはできないこととする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

- ④ 選定に係る公表等を行う際に、提出書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。
- ⑤ 市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

### (3) 辞退について

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を作成し、本要領15に明記された提出先へ速やかに送付すること。

## 11 審査

### (1) 一次審査（書類審査）

提出された書類に基づき一次審査を行う。ここでは参加資格等の確認を行うものとする。

- ① 日時 令和8年11月2日（月）
- ② 審査結果 令和8年11月9日（月）までに全提案者へ通知

### (2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査で選定された提案者を対象に、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日程等の詳細については別途通知する。

- ① 日時 令和8年11月16日（月）
- ② 場所 前橋市本町二丁目12-1 ミヤケン元気21内中央公民館5階 511学習室
- ③ プレゼンテーション時間  
質疑応答を含めて25分程度（プレゼン約15分、質疑応答約10分）
- ④ 出席者 1事業所につき3名まで
- ⑤ 留意事項  
パソコン等を使用する場合は、各自持参とする。詳細については、対象者に通知する。
- ⑥ 審査結果 令和8年11月25日（水）全応募事業者へ通知

## 12 提案の選定基準等

審査委員会において、提案内容を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした事業者を優先交渉権者として選定する。

### (1) 審査委員会による審査

『前橋市高校生学習室運営業務委託業者選定審査要領』（別紙2）のとおり。

### (2) 次に該当する応募は失格とする。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 見積金額が本要領6に記載の予算額を超える場合
- ③ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他選定に係る不正行為があったもの

### (3) 優先交渉者の決定方法

提出された企画提案書等を基にプレゼンテーション審査及びヒアリングを行い、審査委員の合計得点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定し、「3 業務委託期間」における契約の優先交渉者とする。

- ① 合計得点の最も高い事業所が複数ある場合は、審査委員会で協議のうえ、最優秀提案者を選定する。
- ② 優先交渉者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案者を選定する。
- ③ 提案者が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しない。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ①二次審査の審査結果は、全応募事業者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいても公表する。
- ②審査に関する問い合わせには一切回答しない。また、審査結果等に対する異議申し立てはできないものとする。

(5) その他留意事項

①参加団体に関する実地調査

審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがある。

②審査委員との接触

参加者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合は失格となることがある。

## 13 契約

- (1) 本件は契約の優先交渉者を決定する目的で実施するため、契約の確定や企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、前橋市との交渉により決定する。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合がある。
- (3) 原則として契約締結は各年度において行う。
- (4) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属し、著作権については協議する。
- (5) 契約保証金は、免除する。(前橋市契約規則第22条第1項第7号)

## 14 別添資料等

- 【別紙1】前橋市高校生学習室運営業務委託仕様書
- 【別紙2】前橋市高校生学習室運営業務委託業者選定審査要領
- 【様式1】現地説明会等参加申込書
- 【様式2】質問書
- 【様式3】応募申請書
- 【様式4】誓約書
- 【様式5】業務実施体制申告書
- 【様式6】提案見積書
- 【様式7】提案見積書内訳書
- 【様式8】辞退届
- 【資料1】施設概要図

## 15 提出先・問い合わせ先

〒371-0023

群馬県前橋市本町二丁目12-1

ミヤケン元気21内 3階

前橋市教育委員会事務局生涯学習課社会教育係

担当 新保・後閑・増山

TEL : 027-210-2198

FAX : 027-237-0722

Email : [gakushu@city.maebashi.gunma.jp](mailto:gakushu@city.maebashi.gunma.jp) (代表)